

## 有限会社 高橋土木 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年11月1日 ～ 平成33年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 平成32年3月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間100時間未満とする。

〈対策〉

- 平成30年11月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成31年 4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年1回実施
- 平成31年 4月～ 朝礼や社内回覧板、掲示物による社員への周知
- 平成31年 4月～ 各部署における問題点の検討や改善についての話し合いの実施

目標2： 平成31年10月までに、所定外労働を削減するために、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 平成30年11月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成31年 4月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成31年10月～ ノー残業デーの実施